

(別紙)

浜通り地域等における交流人口基盤整備事業
(ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業)
業務委託仕様書 (案)

1 委託業務の名称

浜通り地域等における交流人口基盤整備事業
(ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業)

2 事業目的

原子力災害により大きな被害を受けた避難指示等の対象地域である 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）12 市町村に 3 市町（いわき市、相馬市及び新地町をいう。）を加えた 15 市町村で構成する「ふくしま浜通りサイクルルート」（以下「浜サイ」という。）が、ナショナルサイクルルートへ指定されることを見据えて、同ルートへの来訪者の呼び込みのため、メディア及び動画素材の活用や展示会等での情報発信を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託契約上限額

50,000,000 円（消費税及び地方消費税の額含む）

5 委託業務の内容

乙は次の業務を行う。業務を進めるに当たっては、各事項について甲と協議の上実施すること。

(1) プロモーション動画作成

浜サイの美しい自然、食、体験などの多様で魅力あふれるコンテンツ及びホームページツールリズムを含んだ構成とし、またサイクリスト目線の構成を取り入れるなど動画視聴者が浜サイの魅力を感じやすい動画を企画すること。

ア 動画の内容は、受託者が企画提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

イ 作成した動画は、イベントや SNS 等での情報発信に活用することを前提に、用途に適した長さの動画を数種類作成すること。

ウ 動画の規格は、縦横比 16 : 9 を基本とし、解像度 1920px×1080px 以上とする。

エ 国内外への発信を考慮し、字幕があるものと字幕が無いものをそれぞれ制作すること。

なお、字幕は日本語、英語、中国語（繁体字）とし、それぞれを成果品とする。

オ 本編の英語、中国語（繁体字）、の翻訳については、YouTube の自動生成字幕による表示ではなく、内容を適切に翻訳した字幕を SRT ファイル形式で作成し、別途字幕として表示できるようにする。

カ 動画制作に際し使用した素材等を提供すること。

キ SNS（Instagram、YouTube、TikTok、X 等）の特性に合わせた画角（9：16 の縦型動画等）への最適化や、視聴維持率を高めるための編集上の工夫についても提案に含めること。

ク 関係法令上の遵守を徹底した上、ドローンを使用した空撮を行い、浜サイの魅力が伝わる映像を盛り込むこと。

（２）メディアの活用

訴求力の高いメディア媒体を活用し、浜サイへの来訪意欲を喚起するような情報発信を行うこと。

また、使用媒体はテレビ番組が２本以上、新聞、雑誌及び WEB メディアで各１回以上とする。

（３）展示会等への出展

浜サイの魅力を広く県内外に発信し誘客促進につなげることを目的に、展示会やイベント等に出展する。出展は、国外、国内の展示会等へそれぞれ１回以上とすること。展示会への出展に当たっては、展示ツール一式（パネル、のぼり旗、テーブルクロス、PR ツール等）を制作し、その費用も見込むこと。

企画提案に当たっては、出展する展示会（イベント等）と選定理由、出展ブースのブランディングイメージを提案すること。

（４）インフルエンサーの招請業務

ア 福島県の認知拡大のため、インフルエンサーを２回以上、合計４名以上を県内に招請すること。

なお、このうち最低１名は、サイクルを主分野としたインフルエンサーを招請すること。

イ 招請者の SNS、ブログ、メディア等において、訪問先の情報を複数回掲載、投稿すること。

ウ 実施時期や県内訪問地、招請者等については、受託者において適切なものを提案のうえ、県と協議し決定すること。なお、訪問地については、一部に偏ることがないように配慮すること。

- エ 宿泊・施設見学・通訳・添乗員等必要な手配を行うこと。
- オ 招請実施後、参加したインフルエンサー等による投稿・記事の作成について必要に応じてフォローアップを行うこと。

(5) ノベルティグッズ作成

浜サイロゴマークを使用したオリジナルPRグッズを製作し、県内外で行われるイベント出展での配布等を通じ、認知度やブランド力の向上とPRを行う。作成するグッズのデザイン、種類、数量等の詳細は、提案書の内容を基本として県との協議により決定する。

(6) 認知・理解促進イベント

浜サイの認知度を向上するためのイベントを、浜通りで1回以上開催すること。

(7) Instagramの運営

- ア 観光資材の魅力を効果的かつ多角的に伝え、新規顧客を獲得できるようなアカウントの更新及び維持管理を行うこと。
- イ 契約後協議した時期より投稿を開始し、週1回以上の通常投稿、月2回以上のリール動画投稿を行うこと。なお、アカウントの周知状況を見ながら協議の上、最適な投稿回数を維持するものとする。
- ウ 投稿内容については、ターゲット層の興味関心を惹くようなコンセプトや構成とすること。
- エ 投稿で使用する素材は原則、撮影等により収集すること。撮影に係る取材費等は本事業費に含めること。
- オ 新規フォロワーの獲得を目的とした、効果的なWEB広告配信を展開すること。
- カ 事業終了時の新規フォロワーの獲得数は1,500人を目標とすること。
- キ ユーザー目線での機能や情報量の精査を行い、定期的に報告をすること。

(8) その他留意事項

実施については、以下の内容を踏まえること。

- ア 事業全体の統括責任者を配置すること。
- イ 業務実施に当たっては、報道機関との連携も可能であるものの、一部の報道機関に偏りのないよう、公平性を踏まえること。
- ウ 企画、調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配及び取材先との調整等一切の事務連絡業務を行うこと。
- エ 参加者の募集は、独自のノウハウや手法を活用し、関係団体等と連携して予定人数の参加者（特に県外者）が見込めるように考慮した集客方法を行い、チラ

- シの作成・配布、ホームページ、SNS 等を利用し、効果的に行うこと。
- オ ツアーでは、様子を記録するため写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページ又はその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- カ ツアー訪問先との事前打合せ及び現地確認を行い、ツアー中は参加者、及び関係者の安全確保を徹底すること。
- キ ツアー中の事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。
- ク 事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等を策定すること。
- ケ 事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし、甲が著作物を継続的に利用できるものとする。
- コ 本仕様に定めのない内容であっても、事業目的の達成によりよい手法、技術等のアイデアがあり、予算の範囲内で可能なものについては、積極的に提案すること。

6 成果品

- (1) 業務実績報告書
- (2) 製作したツール等一式（動画データ、制作資料等）
- (3) その他、別途担当者が指示するもの一式

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務着手届（様式第1）
 - イ 統括責任者通知書（様式第2）
 - ウ 実施工程表（様式任意）
 - エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ア 委託業務完了届（様式第3）
 - イ 成果品
 - ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

8 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

9 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。
- (5) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
浜通り地域等における交流人口基盤整備事業
（ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
浜通り地域等における交流人口基盤整備事業
（ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業）
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

福島県知事様

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
浜通り地域等における交流人口基盤整備事業
（ふくしま浜通りサイクルルート認知度向上魅力発信事業）
- 2 委託料の額
金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 3 委託の期間
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。